

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和4年6月28日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから6月28日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

お手元の広報日程に沿って説明をいたします。

まず、あしたの委員会の定例会の議題は5つあります。

まず、1件目が、地層処分について考慮すべき事項の経産省、NUMO（原子力発電環境整備機構）との意見交換ということになります。

現在、この件はパブリックコメント中でありすけれども、事業の推進に向けて、経済産業省とNUMOと意見交換を行うということになります。経済産業省からは、エネ庁の松山電力・ガス事業部長、NUMOからは近藤理事長ほかが参加されます。

議題の2つ目ですけれども、放射性同位元素等規制法の施行令の改正案などということになります。

これは、放射性物質である医薬品は、そのまま製造利用段階とか承認、未承認のどの段階であるかで、RI法（放射性同位元素等の規制に関する法律）の規制と医療法の規制、どちらか片方が規制されるというのが原則なのですけれども、このタイトルになっています未承認放射性医薬品、これは医療法とRI法の両方の規制がかかってしまっていて、それを規制を改正しまして、RI法の規制対象から除いて医療法のほうに一本化するという改正案です。今後、こういった改正は、政令改正ではなくて告示できるようにするということになります。今回はそれをパブリックコメントに諮るとということが議題になります。

議題の3つ目ですけれども、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルの制定ということになります。

これは、原子力災害のときは、避難するとき、避難区域から出るところで住民などは検査を受けるということになっていますけれども、そのマニュアルを改正することになります。主な変更点は、そのまま簡易除染について、水洗いだけではなくて拭き取りと着替えを基本とするということに改めるということになります。

これは、中身は改正なのですけれども、策定主体が原子力規制庁単独から内原防と共同のものに変わりますので、形式的には新規制定の形を取りますけれども、実質は改正

ということになります。

議題の4つ目ですけれども、請負契約に関する要改善事項ということになりますけれども、これは技術基盤グループの請負契約におきまして、事業者に対して入札に用いる仕様書の案の作成を依頼するという、ルールを逸脱した案件が3件確認されましたので、それを委員会に報告するというものになります。

事業者に対して、入札前に技術的な仕様とか価格といったことに情報提供を求めるのはごく一般的に行われていることですが、入札の仕様書の案まで作ってくれというのは認められていないことでもありますので、そういうルールの逸脱ということでございます。

議題の5つ目ですけれども、更田委員長の海外出張報告ということで、先週、委員長がヨーロッパに出張してきましたので、その報告ということになります。

非公開の臨時会議もあります。

議題は柏崎刈羽の追加検査の状況ということで、毎月1回ペースで報告している定例のものという感じになります。

次が、3ページ目に行っていただきまして、7月4日の(7)核燃料物質の使用に関する使用者への説明会というものでありますけれども、これは3月30日の委員会で、書類の添付漏れなど、手続の不備が17件報告されたことを受けまして、前回の法改正に伴って今後必要になる手続の確認などをするというので、これは今週の月曜日、昨日も同じようなものやっています、昨日やったのは試験研究炉などを対象というもので、今回はその使用者バージョンということになります。使用者は数が多いので、集まってということではなくて、ウェブで配信するという形の開催になります。

最後に、7月8日の(8)原子力規制庁長官就任会見ということで、7月1日付で新しく長官に就任する片山次長の就任会見を行いますということになります。

説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。